

国や県の給付支援制度に該当しなかった事業者等を対象とした 事業継続支援制度を始めます

新型コロナウイルス感染症の長期的な影響により、事業収入が減少した市内に本店・支店・営業所等がある中小企業者及び個人事業主のうち、国や県の給付支援制度に該当しなかった事業者へ最大20万円を給付し、事業継続を支援します。

■事業名 中津川市事業継続支援金

■事業の概要

○目的

- ・国や県の各種給付支援制度を受けられなかった事業者の継続支援
- ・支援を受けられた事業者と受けられなかった事業者との不公平感の緩和

○支援金の対象となる事業者

- ・次に掲げる①～④の全てを満たす事業者
- ①中津川市内に本店・支店・営業所等があり、申請する日において営業していること
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の事業収入額が令和元年中のそれと比較して30%以上減少していること
- ③国の持続化給付金若しくは緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金、又は岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第1弾～第4弾）のいずれも受給していないこと
- ④新型コロナウイルス感染症対策を行っていること

○支援金の額

- ・1事業者あたり最大20万円

■申請受付期間

- ・令和3年4月下旬～令和3年7月30日（金）

■申請書配布窓口

中津川市商業振興課（にぎわいプラザ4階）、各総合事務所、各地域事務所
※ホームページからダウンロード可

■申請受付窓口 中津川市商業振興課

（郵送先） 住所 〒508-0032 中津川市栄町1-1 にぎわいプラザ4階
電話 0573-66-1111 内線 4266・4267

お問い合わせ先

商工観光部 商業振興課 担当者：土屋
電話：0573-66-1111（内線4266）